

製品カテゴリ登録要領の一部を改訂する登録要領新旧対照表（傍線部分は改訂部分）

製品カテゴリ登録要領

改訂後	現行
<p><b>2-1 製品カテゴリに登録される内容</b></p> <p>製品カテゴリの類型の内容に関して、以下項目が登録される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該製品カテゴリにおける省力化指標の基準値           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該製品カテゴリの審査等を担当する工業会等の承認及び中小企業庁及び事務局内の有識者委員会での承認を経て認定される。</li> <li>・ 製品登録にあたっては、当該基準値を満たす必要がある。</li> </ul> </li> <li>○ <u>当該製品カテゴリの置き換え対象となる機能・性能</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>当該製品カテゴリに属する製品を置き換えた場合でも、省力化効果が得られる機能・性能が含まれる場合に登録する。</u></li> </ul> </li> <li>○ 当該製品カテゴリの製品の普及率           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府統計、業界団体等により集計された統計等。それが存在しない場合は、推定根拠と共に登録される。</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>2-1 製品カテゴリに登録される内容</b></p> <p>製品カテゴリの類型の内容に関して、以下項目が登録される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該製品カテゴリにおける省力化指標の基準値           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該製品カテゴリの審査等を担当する工業会等の承認及び中小企業庁及び事務局内の有識者委員会での承認を経て認定される。</li> <li>・ 製品登録にあたっては、当該基準値を満たす必要がある。</li> </ul> </li> <li>○ 当該製品カテゴリの製品の普及率           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府統計、業界団体等により集計された統計等。それが存在しない場合は、推定根拠と共に登録される。</li> </ul> </li> </ul>